

うるしつかちくかっせいかけいかく  
漆塚地区活性化計画

栃木県・那須町

平成22年5月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	漆塚地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	那須町
地区名( 1)	漆塚地区
計画期間( 2)	平成22年度～平成26年度

**目 標 :**( 3)  
漆塚地区においては、米作の省力化により複合経営を定着させ、経営の安定拡大により地域の活性化を図るため、ほ場条件の整備や農用地の集団化、担い手への農地の利用集積を促進するなど、後継者が積極的に農業に取り組める条件を整備し、担い手が意欲を持って定住できる環境を整え、平成22年度現在の集落内の農家戸数(20戸)を維持することを目標とする。

**目標設定の考え方**

**地区の概要:**  
那須町は栃木県の北部に位置し、東京からは約180km、県庁所在地である宇都宮市からは約70kmのところであり、南東に那須山麓の裾野が複雑な起伏をもって扇状に広がり、海拔200mから1,050mの間に集落と耕地が散在し、平坦地は少ない地形となっている。当町の農業は、那須高原の山麓地域を中心とした酪農地帯と、町中央部の水田地帯から構成されている。  
漆塚地区は、那須町の北西部に位置し、一級河川余笹川の右岸に開けた水田地帯であり、地区の中央部に国道4号が縦断し、南部にりんどうラインが横断している。

**現状と課題**  
漆塚地区は、水田主体の農業地域であるが、農地の大部分が不正形な小区画水田のため作業効率が悪く、道路も狭く屈曲していることから大型機械の搬入が困難な状況となっている。また、水路も用排兼用の土水路であることから、通水不良や排水不良を来し、維持管理に多大な労力を費やすなど、生産性の低い基盤状況となっている。このため、農業従事者の高齢化が進む中で農業後継者不足や、耕作放棄地の増加が懸念され、集落戸数及び定住人口の維持が大きな課題となっている。

**今後の展開方向等( 4)**  
平成25年度からの実施を計画している経営体育成基盤整備事業により、ほ場、農道、用排水路の整備や農地の集団化を行い、作業効率を向上させ、農業後継者が積極的に農業に取り組めるようにするとともに、担い手への農地の利用集積を推進し、農業経営基盤の安定強化を図っていく。  
このような取り組みを通じ、地域住民の定住化や地域の活性化を図っていく。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
那須町	漆塚地区	基盤整備(地形図作成)	那須町	有	イ	
那須町	漆塚地区	基盤整備(農用地等集団化)	那須町	有	イ	
那須町	漆塚地区	経営体育成基盤整備事業	栃木県	無	イ	H25年度～H30年度

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

--

### 3 活性化計画の区域( 1)

漆塚地区(栃木県那須町)	区域面積 ( 2)	34ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係: 当該区域の総面積34haのうち農林地面積は30haで88%を占めている。また、関係集落内の総世帯数41戸のうち、農家戸数が20戸(49%)であり、農林業が地域の中心となっている。		
法第3条第2号関係: 計画区域は農業が基幹産業であるが、農業生産基盤が未整備のため生産条件が悪く、地域活力が低下していることから、当該区域において区画整理事業に取り組み、農業経営の安定化や担い手農家の育成等を図り、担い手農家等の定住等を促進することは有効かつ適切である。		
法第3条第3号関係: 計画区域は農業振興地域内の水田地帯であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 …該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(イ、ロ、ハ)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 …該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針( 1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法( 2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準( 3)                 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準( 4)                 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法( 5)                 </div>		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件( 6)                 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項( 7)                 </div>		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1)

本計画は、地形図作成及び経営体育成促進換地等調整を実施することにより、経営体育成基盤整備事業の円滑な着手を図り、区画整理や農用地の集団化等によって、担い手が意欲を持って定住できる環境を整え、平成22年度現在の集落内の農家戸数(20戸)を維持することを目標としており、達成度合い等については、農林業センサス等統計調査を基に農家戸数の変動について、栃木県と那須町が共同で評価を行う。

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。